

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成29年4月13日(2017.4.13)

【公開番号】特開2015-219391(P2015-219391A)

【公開日】平成27年12月7日(2015.12.7)

【年通号数】公開・登録公報2015-076

【出願番号】特願2014-103150(P2014-103150)

【国際特許分類】

G 03 B 17/56 (2006.01)

G 03 B 17/02 (2006.01)

H 05 K 5/02 (2006.01)

【F I】

G 03 B 17/56 D

G 03 B 17/02

H 05 K 5/02 D

【手続補正書】

【提出日】平成29年3月13日(2017.3.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

上面にトップカバー部を有し、

側面にサイドカバー部を有し、

正面にフロントカバー部を有し、

背面にリヤカバー部を有するカメラ筐体と、

カメラストラップを接続するためのストラップホルダーを有し、

前記ストラップホルダーは前記カメラ筐体に固定される際、前記カメラ筐体上面に垂直な方向と前記カメラ筐体側面に垂直な方向の2つの方向に固定されることを特徴とするカメラ。

【請求項2】

前記ストラップホルダーは、

前記カメラ筐体上面内側に接触する上面接触部と、

前記カメラ筐体側面内側に接触する側面接触部と、

カメラストラップを接続可能なカメラストラップの接続部を有し、

前記カメラ筐体上面内側に接触する上面接触部と前記カメラ筐体側面内側に接触する側面接触部は、前記カメラ筐体上面内側と前記カメラ筐体側面内側とが有する角度に沿うよう配設され、

更に前記カメラストラップの接続部は、前記カメラ筐体内部から前記カメラ筐体外部へと突出可能のように配設される

ことを特徴とする請求項1に記載のカメラ。

【請求項3】

前記ストラップホルダーは、

前記2つの方向のうち、少なくとも1つの方向において、

前記カメラ筐体を構成する前記カバー部のうち、複数の前記カバー部と固定されることを特徴とする請求項1又は請求項2に記載のカメラ。

【請求項 4】

前記ストラップホルダーは、
前記1つの方向において、
少なくとも一箇所、
前記カメラ筐体を構成する前記カバー部のうち、複数の前記カバー部と1本のビスで共締めにされることで固定される箇所を有する
ことを特徴とする請求項1乃至請求項3に記載のカメラ。

【請求項 5】

前記ストラップホルダーは、
前記上面方向において前記トップカバー部と固定され、前記側面方向においては前記サイドカバー部と前記フロントカバー部、及び前記サイドカバー部と前記リヤカバー部と固定されることを特徴とする請求項1乃至請求項4に記載のカメラ。

【請求項 6】

前記ストラップホルダーは、
前記上面方向において前記トップカバー部と前記フロントカバー部と固定され、前記側面方向においては前記サイドカバー部と固定される
ことを特徴とする請求項1乃至請求項4に記載のカメラ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

そこで、上記課題を解決するため、第1の発明は、
上面にトップカバー部を有し、
側面にサイドカバー部を有し、
正面にフロントカバー部を有し、
背面にリヤカバー部を有するカメラ筐体と、
カメラストラップを接続するためのストラップホルダーを有し、
前記ストラップホルダーは前記カメラ筐体に固定される際、前記上面に垂直な方向と前記側面に垂直な方向の2つの方向に固定される
ことを特徴とするカメラとした。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

また、第4の発明は、
前記ストラップホルダーは、
前記1つの方向において、
少なくとも一箇所、
前記カメラ筐体を構成する前記カバー部のうち、複数の前記カバー部と1本のビスで共締めにされることで固定される箇所を有する
ことを特徴とする請求項1乃至請求項3に記載のカメラとした。